

京都市告示第 35 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 29 年 4 月 6 日

京都市長 門 川 大 作

- 1 道路の種類 府 道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員	備 考	
京都広河原 美山線	左京区静市野中町 1 番地の 1 地先から	旧	メートル 2049.50	メートル 8.00～55.00		
	同区鞍馬本町 669 番地の 1 地先まで	新	2049.50	7.24～55.39		
下鴨静原大 原線	左京区静市野中町 341 番地の 1 地先から	旧	A	209.70	6.23～16.00	A 及び B は、 関係図面 で表示する 敷地の 区分を いう。
			B	240.20	11.50～46.70	
	同町 388 番地の 1 地先まで	新	A	209.70	11.50～18.00	
			B	240.20	11.50～46.70	
上黒田貴船 線	左京区鞍馬貴船町 7 番地の 1 地先から	旧	67.60	4.65～5.80		
	同区鞍馬本町 3 番地地先まで	新	22.00	12.00～13.10		

2 道路の種類 市道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
静市3号線	左京区静市野中町1番地の1地先内	旧	メートル 6.00	メートル 4.30 ~ 7.00
		新	6.00	4.30 ~ 8.30

(建設局土木管理部道路明示課)